

平成27年1月14日

一般社団法人岐阜県経営者協会  
会長 小野木 孝二 様

### 「働き方改革」に向けた取組に関する要請書

デフレからの脱却に向けて経済の好循環を実現するためには、労働者が心身の健康確保や仕事と生活の調和を図りつつ、意欲や能力を一層発揮され、労働生産性を向上させていくことが重要な課題です。また、人口減少が進む中で、子育てや介護等の事情を抱え、働き方に時間的・地域的制約を伴う人々をはじめとするすべての人々が、健康で安心して働くことができるよう、職業キャリアを継続し能力発揮できる環境を整備し、多様で柔軟な働き方を実現することも重要です。

働き方を見直し、働きやすい職場を実現することは、企業の活力や競争力の源であり、人材の確保・定着、ひいては地域経済の成長につながっていくものと考えます。

こうした中、岐阜県においては、労働者一人平均の総実労働時間は1,751時間台まで減少してきているものの、いわゆる正社員等一般労働者の総実労働時間は依然として2,000時間台で推移しています(全国2,023時間、岐阜県2054時間)。また、年次有給休暇の取得率をみましても、43.1%(全国平均48.8%)と低い水準にとどまっています。岐阜県の県民意識調査においても、職場が子育てをする人にとって働きやすくない原因として、長時間労働や年次有給休暇・育児休暇が取りづらいことが挙げられています。

平成26年6月24日に閣議決定した「『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—」におきましても、「働き方改革の実現」が掲げられ、その具体策として「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれるなど、長時間労働の抑制等働き方の見直しに向けた対応の強化は喫緊かつ重要な課題です。

また、平成26年11月28日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年法律第136号)の基本理念として、「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」、「地域の特性を生かした(中略)魅力ある就業の機会の創出を図ること」が掲げられており、これを具体化する上で、長時間労働の抑制等をはじめとする働き方改革についても、仕事と生活の調和の実現に

向けた取組の支援による「ひとの創生」や、地域における雇用の質を重視した「しごとの創生」にも資するものとして取り組む必要があるものです。

そこで、岐阜労働局及び岐阜県においては、働き方改革の実現に向けた取組を強化するため、1月8日、岐阜労働局長を本部長として「岐阜労働局 働き方改革推進本部」を設置したところです。

働き方改革推進本部においては、岐阜労働局と岐阜県が連携し、県内企業に対し、所定外労働時間の削減、休暇の取得促進をはじめとした「働き方の見直し」に向けた企業トップへの働きかけの強化や岐阜県における機運の醸成に取り組むこととしたところです。

長時間労働の抑制や休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。各々の企業において、長時間労働を前提としたこれまでの労働慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等、それぞれの実情に応じた取組を行うことが望まれます。また、企業において働き方の見直しを効果的に進めるためには、企業トップの発意による自主的な取組が不可欠です。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対する周知啓発・取組の推進に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

岐阜労働局 働き方改革推進本部長

岐阜労働局長 佐々木 秀一

